宮城県感染症診査協議会及び結核診査部会について

１　目的及び根拠

　　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第２４条の規定に基づき設置し、感染症患者に対する入院勧告、就業制限及び結核医療の公費負担等に関し、必要な事項を審議する。

２　委員の構成等

　＜感染症診査協議会＞

　　⑴委員　６人以内で組織

　　⑵構成

　　　①感染症指定医療機関の医師

　　　②感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く）

③法律に関し学識経験を有する者

　　　④医療及び法律以外の学識経験を有する者

　　　※その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

　　⑶任期　２年（令和７年４月１日から令和９年３月３１日）

　＜結核診査部会＞

　　⑴委員　６人以内で組織

　　⑵構成

　　　①感染症指定医療機関の医師

　　　②感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く）
③法律に関し学識経験を有する者

　　　④医療及び法律以外の学識経験を有する者

　　　※その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

　　⑶任期　２年（令和７年４月１日から令和９年３月３１日）

３　職務内容等

⑴就業制限の通知、入院勧告、入院期間の延長、結核患者の医療に必要な費用負担に関し、必要な事項を審議する。

⑵緊急を要する就業制限の通知をした場合及び勧告による７２時間以内の応急的な入院をさせた場合の報告に関し意見を述べる。

　 ⑶結核の診査件数が多いことから、結核診査部会を設置し、結核に係る事項を審議する。

４　会議の運営

　　⑴開催回数

　　　感染症診査協議会：不定期（一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症又は新型インフルエ

ンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者の発生により審議を必要と

した場合に開催）

　　　結核診査部会：おおむね年２４回開催

　　⑵会議の開催

　　　会議は、医師である委員のうちから２人以上、かつ、法律に関し学識経験を有する者である委員、並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者である委員のうちから１人以上が出席しなければ開くことができない。

５　委員の報酬

　　出席１回につき１１，９００円（旅費は別に支給）

宮城県感染症診査協議会審議事項一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 感染症診査協議会 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法第24条第3項の規定により，都道府県知事の諮問に応じ，当該都道府県における感染症に関する必要な事項を審議する。 |
|  | １　感染症（結核を除く）における就業制限の通知（法第18条第1項） |
| ２　感染症（結核を除く）における入院の勧告（法第20条第1項） |
| ３　感染症（結核を除く）における入院期間延長の勧告（法第20条第4項） |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法第24条第3項の規定による報告に関し，意見を述べる。 |
|  | １　感染症（結核を除く）における就業制限の内容（法第18条第6項 |
| ２　感染症（結核を除く）における応急入院の勧告（法第19条第7項） |
| 結核診査部会 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法第24条第3項の規定により，都道府県知事の諮問に応じ，当該都道府県における感染症に関する必要な事項を審議する。 |
|  | １　結核における就業制限の通知（法第18条第1項） |
| ２　結核における入院の勧告（法第20条第1項） |
| ３　結核における入院期間延長の勧告（法第20条第4項） |
| ４　結核患者の医療（法第37条の2第1項） |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法第24条第3項の規定による報告に関し，意見を述べる。 |
|  | １　結核における就業制限の内容（法第18条第6項） |
| ２　結核における応急入院の勧告（法第19条第7項） |